

後期高齢者医療保険料に係る制度改正への対応について

町民生活課

1 趣旨

平成 31 年 4 月から後期高齢者医療保険料について、軽減特例の見直しが実施されるため、対応が必要となります。

2 経過及び実施概要

(1) 概要

- ア 平成 31 年度に後期高齢者医療保険料の軽減見直しにより、旧被扶養者に対する保険料均等割 5 割軽減が現行では無期限ですが、資格取得月から 2 年となります。
- イ 上記見直しに伴い、広域連合と送受信しているデータの仕様に変更があります。このデータ仕様の変更に伴い、送受信を行う琴浦町後期高齢者医療システムの改修を行う必要があります。

※旧被扶養者とは

旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度加入時の前日に健康保険などの被扶養者であった方です。健康保険の被扶養者であったときには、本人に対し保険料がかかっていませんが、後期高齢者医療制度に加入すると本人に保険料がかかることとなります。その激変緩和措置として、制度開始間もないころから旧被扶養者に対し、無期限の均等割 9 割軽減と所得割なしの措置がとられています。しかし、平成 29 年度から段階的な見直しを実施され、平成 29 年度には均等割 9 割軽減が 7 割軽減に、平成 30 年度には 7 割軽減が 5 割軽減に見直されています。

(2) 現在の対応

- ア 改修には国からの補助金交付(10/10)があるため、補助金の交付申請を行い、交付決定済。
- イ 改修費用 874,800 円

3 今後の予定等

改修に係る経費については、12 月補正にて計上

スケジュール	概要
平成 31 年 1 月頃	改修に係る契約
平成 31 年 3 月中	改修完了
平成 31 年 4 月～	運用開始